		新投資口予約権証券
第八百四十二条第二項	登録新株予約権質権者	登録新投資口予約権質権者
第九百三十七条第一項第一号ハ	新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この節において同じ。）	新投資口予約権

2　法第八十八条の二十三第一項の規定において同項において準用する会社法第八百四十二条第二項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて同法第八百七十八条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百七十八条第二項	総新株予約権者	総新投資口予約権者

第九十八条の二に次の一号を加える。

五　法第百九十四条第一項第二号に掲げる数を超える数の同条第二項に規定する法人の株式

第百条の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求に関する読替え）

第百条の二　法第百四十九条の三の二第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第七百八十七条第五項から第七項まで及び第七百八十八条（第七項を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八十七条第五項	新株予約権買取請求は	新投資口予約権買取請求（投資法人法第百四十九条の三の二第一項の規定による請求をいう。以下同じ。）は
	新株予約権買取請求に	新投資口予約権買取請求に
第七百八十七条第六項	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求
	消滅株式会社等	吸収合併消滅法人
第七百八十七条第七項	吸収合併等	吸収合併
第七百八十八条第一項	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求
	新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当該社債を含む。以下この条において同じ。）	新投資口予約権
	消滅株式会社等	吸収合併消滅法人
第七百八十八条第二項	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求
	消滅株式会社等	吸収合併消滅法人
第七百八十八条第三項	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求
	消滅株式会社等	吸収合併消滅法人
第七百八十八条第四項	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求
第七百八十八条第五項	次の各号に掲げる新株予約権の区分に応じ、当該各号に定める時	効力発生日
第七百八十八条第六項	消滅株式会社等	吸収合併消滅法人
	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求

第百二条の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求に関する読替え）

第百二条の二　法第百四十九条の十三の二第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第八百八条第五項から第七項まで及び第八百九条（第七項を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百八条第五項	新株予約権買取請求は	新投資口予約権買取請求（投資法人法第百四十九条の十三の二第一項の規定による請求をいう。以下同じ。）は
	新株予約権買取請求に	新投資口予約権買取請求に
第八百八条第六項	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求
	消滅株式会社等	新設合併消滅法人
第八百八条第七項	新設合併等	新設合併
第八百九条第一項	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求
	新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当該社債を含む。以下この条において同じ。）	新投資口予約権
	消滅株式会社等	新設合併消滅法人